

職員の副業・兼業の扱いについて

1 副業・兼業の支援

ここ数年、職務専念義務に反しない範囲で職員の副業・兼業を認め、公務以外の視野・経験を広げさせようとする自治体が出てきています。その代表である神戸市の地域貢献応援制度は、職員が勤務時間外に社会性・公益性の高い地域貢献活動に従事する場合、報酬を得て従事することを可能にするものです。その他にも奈良県生駒市や北海道森町をはじめ多くの自治体が職員の副業・兼業を支援する取り組みを進めています。また、令和2年1月には総務省から、職員の兼業について、詳細かつ具体的な許可基準を設定し、公表すべきとの通知が全国の自治体に発出されています。

2 本市における対応

より一層厳しい自治体経営が予測される少子高齢化時代にあって、持続可能なまちづくりを進めていくためには、恵庭市まちづくり基本条例の理念に則し、市民と行政が互いの立場を理解し、自覚と責任をもってそれぞれが役割を担い、協働しながら地域課題を解決することが重要です。

職員が、職務外に積極的に地域貢献活動に参加すれば、市民参画が進み、市民との協働によるまちづくりが一層活発になるだけでなく、自己の視野・経験を広げ、それを組織に還元するという人材育成効果も期待できます。

このことから、「職員が報酬を伴う地域貢献活動等を行う場合の許可基準及び運用」を定め、令和6年4月1日から運用することとします。

※職員が報酬を伴う地域貢献活動等を行う場合の許可基準及び運用 【資料1】

職員が報酬を伴う地域貢献活動等を行う場合の許可基準及び運用について

総務部職員課

1 目的

この運用は、職員の職務外における地域貢献活動を促進するため、特に報酬を得て地域貢献活動に従事する場合において対象となる活動その他の事項に関する基準を定め、運用することを目的とする。

2 対象となる活動

次の要件を満たす活動であること。

- (1) 公益性が高く、継続的に行う地域貢献活動であって、報酬を伴うもの。
- (2) 市内外の地域の発展、安心、安全の確保に寄与する活動であること。
- (3) 教育、芸術、文化、スポーツ等の発展、活性化に寄与する活動であること。
- (4) その他任命権者が特に認めるもの。

3 対象職員

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 一般職の職員(※パートタイム会計年度任用職員は除く)である者。
- (2) 活動開始予定日において在職1年以上、または市長が特に必要と認める者。

4 許可申請

職員が許可を受けようとする場合は、恵庭市職員服務規程第8条の規定に基づき営利企業等従事許可申請書を所属部局の長を経由したうえで総務部職員課へ提出するものとする。

なお、申請書「営利企業等従事を必要とする理由」欄には、従事する理由及び期待される効果等を記載すること。

5 許可基準

- (1) 勤務時間外、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障をきたす恐れがないこと。(原則として兼業時間数は週8時間以下、1か月30時間以下、勤務時間が割り振られた日においては1日3時間以下とする。)

- (2) 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないこと。
- (3) 活動先の団体等と市との間に特別な利害関係が生じるおそれがなく、かつ特定の利益に偏することなく、職務の公正の確保を損なうおそれがないこと。
- (4) 報酬は、地域貢献活動として許容できる範囲であること。
- (5) 市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動であること。
- (6) 営利を目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと。

6 許可

市長は、内容審査において許可基準を満たすと判断した場合は、許可通知書を送付するものとし、許可基準を満たさないと判断した場合は、理由を付して許可しない旨を通知するものとする。

7 許可の取消

- (1) 市長は、次の事由のいずれかに該当すると判断した場合は、直ちに許可の取消しを行う。
- (2) 職務の遂行に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) 職務の公正性を失う又はそのおそれがあるとき。
- (4) 法令に違反したとき。
- (5) 信用失墜行為を行ったとき。
- (6) 虚偽の申請・報告があったと認められたとき。
- (7) その他任命権者が適切でないとは判断したとき。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。